

奈良県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業・伊那佐東部地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

令和四年十一月九日から同月二十九日まで

二 縦覧場所

宇陀市役所